

# 國立のぞみの園

## 職員募集案内

### (生活支援員)

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

電話（代 表）027-325-1501

（人事係）027-320-1310

# 国立のぞみの園 職員（生活支援員）の募集について

国立のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る総合的な福祉施設です。

利用者の介助及び援助等に携わる職員（生活支援員）を、次により募集します。

## 1. 応募資格

年齢が令和8年4月1日において30歳未満（※）であり、かつ下記のいずれかに該当する者

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から

- ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（令和7年度中の卒業見込み者を含む）
- ② 大学、短期大学又は専門学校において、社会福祉・心理・社会のいずれかに関する学部・研究科・学科を専攻又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和7年度中の卒業見込み者を含む）
- ③ 介護福祉士養成施設、指定保育士養成施設を卒業した者（令和7年度中の卒業見込み者を含む）
- ④ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ⑤ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保育士のいずれかの資格を有する者

なお、応募資格について疑義がある場合は、総務部総務課人事係までお問合せ下さい。（TEL027-320-1310）

## 2. 募集人員 若干名

## 3. 採用年月日 令和8年4月1日

## 4. 試験方法 ① 書類審査

② 小論文試験 ※事前提出

③ 面接試験（個別面接） 1人15～20分程度

※グループディスカッションを行う場合があります。

## 5. 面接試験の日時・場所（予定）

日時：令和 8 年 2 月 16 日（月）9:00～16:00 予定

場所：国立のぞみの園内 管理棟 2 階会議室

## 6. 結果通知 結果は本人に通知します。

## 7. 応募手続および受付期間

### （1）応募先（問い合わせ先）

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

国立のぞみの園 総務部総務課人事係 新井

TEL 027-320-1310（直通）

E-mail : arai-yoshi@nozomi.go.jp

### （2）受付

令和 7 年 12 月 16 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）12:00 必着

### （3）応募書類 下記書類を各一部まとめて提出してください。

ア 履歴書（写真を添付のこと。また、メールアドレスを必ずご記入下さい。）

イ 成績証明書

ウ 卒業（見込）証明書

エ 小論文

【テーマ】「あなたは、利用者にとって、どのような支援員になりたいですか。」

について、400 字詰め原稿用紙に 800 字以上 1200 字以内で記載したもの。

## 8. のぞみの園就職希望者見学会について

のぞみの園への就職をご検討されている方を対象に施設見学会を実施します。是非ご参加下さい。（なお、本見学会への参加の有無が、採用試験結果に影響することはございません。）

日時：令和 7 年 12 月 26 日（金）14:00～16:00

令和 8 年 1 月 5 日（月）14:00～16:00

※希望者は、7（1）の応募先に記載のメールまたはお電話で、令和 7 年 12 月 24 日（水）までに申し込みをお願いします。

## 国立のぞみの園職員待遇に関する案内

### 1. 法人の所在地および名称

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

### 2. 勤務体制

(1) 勤務 交替制勤務（平常・早番・遅番・夜勤の各勤務）

(2) 休日

ア 変則 4 週 8 休（週休 2 日）、年末年始等の特別休暇

イ 年次有給休暇（労働基準法に準ずる）

ウ その他、夏季休暇、育児休暇、介護休暇等

### 3. 身分

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の職員

### 4. 給与

(1) 支給額 当法人職員給与規程によります。

モデル 大学卒業見込み者 （年収）約 460 万円

短大・専門卒業見込み者（年収）約 430 万円

(2) 諸手当 当法人職員給与規程に基づき支給されます。

(3) 賞与 年 2 回（令和 6 年度実績 4.6 ヶ月分）

(4) 昇給 原則として、年 1 回定期昇給があります。

### 5. 各種保険及び退職金

(1) 社会保険 健康保険、厚生年金保険があります。

(2) 労働保険 雇用保険、労災保険があります。

(3) 退職金 勤務年数に応じて支給されます。